

令和2年3月9日

保護者の皆様へ

時津町立時津東小学校
校長 本多 ひとみ

児童生徒の携帯電話(スマートフォンを含む)の取扱いについて

インターネット環境を含め、児童生徒を取り巻く生活環境が大きく変容する中、携帯電話(スマートフォンを含む、以下略)の過度の利用による健康被害の懸念やSNS等を介して犯罪等に巻き込まれる事件が増加しております。

携帯電話は、学校における教育活動に直接必要のない物であることから、長崎県では公立小学校・中学校・高等学校・特別支援学校において、学校への持ち込みは「原則禁止」としています。

つきましては、携帯電話の取扱いについて、下記の点にご留意ください。

記

- 1 携帯電話を子どもに持たせるかどうかについては、保護者の責任で判断してください。
(1) 携帯電話には、利便性ととも、危険性や問題点があります。
(2) 携帯電話は、学校における教育活動に必要な物であり、学校への持ち込みは禁止です。
- 2 携帯電話を子どもに持たせる場合はフィルタリングを設定し、「家庭のルール」を作成したり、利用方法を指導したりして、利用状況の把握に努めてください。
【参考】①～③を参照

【参考】

① 青少年インターネット環境整備法

業者に対し、18歳未満の子どもが使う携帯電話等にフィルタリングサービスの設定を義務化している。保護者名義で子ども用携帯電話を購入する場合も、保護者は子どもが使うことを申し出ることが義務化されている。

② 長崎県青少年保護育成条例

長崎県は、少年が就労しており、フィルタリングサービスを利用することで当該少年の業務に支障が生じる等、保護者がフィルタリングサービスを利用しない旨を携帯電話業者へ申し出ることができる理由として限定している。

③ 「家庭のルール」の作成

ルールの例

- ・ 危険なサイトにアクセスしないようフィルタリングを設定する。
- ・ 使用するとき以外は親に預ける。
- ・ 携帯電話の保管、充電場所は家族のいる部屋にする。
- ・ 自分の電話番号やメールアドレスを知らない人に教えない。
- ・ 勉強中、食事中、入浴中などは携帯電話を使用しない。
- ・ 夜9時以降は携帯電話を使用しない。
- ・ 休日の使用時間は、1時間以内にする。
- ・ 電車やバス、歩行中や自転車に乗っているとき等、携帯電話を使用しない。
- ・ 悪口など、相手を傷つけるような使い方はしない。
- ・ インターネット上に、自分や友達の名前、住所、画像や動画等、個人に関する情報を公開しない。
- ・ チェーンメールや知らない人からのメールは無視し、家族や先生に相談する。
- ・ 不安なことや心配なこと、困ったことがあれば、すぐに家族や先生に相談する。
- ・ 1週間に1度は携帯電話の使用状況を保護者に見せる。
- ・ 決められた金額以上は使わない。
- ・ 知らないサイトに書き込んだり、知らない人に会ったりしない。

※ 携帯電話を何に使うのか、親子で目的をはっきりさせたいうえで、一方的な押し付けにならないよう、子どもとよく話し合いながらルールを決めましょう。
また、ルールを作成したら、印刷して、子どもも保護者も目にする場所に張るなど、いつも意識できるような工夫をしましょう。